

## 「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」 の見直しについて

本市の「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」については、平成 23 年 10 月 24 日に策定しましたが、その後、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部から「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示されました。

原子力災害対策本部から示された基本的考え方は、①警戒区域の解除は、ステップ 2 の完了により原子力発電所の安全性が確認され、今後、原子力発電所から大量の放射性物質が放出され、住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらさせる恐れがなくなると判断されることから、警戒区域は基本的には解除の手続きに入ることは妥当。②見直しの時期については、本年 3 月末を一つの目途に、新たな避難指示区域を設定することを目指す。③新たな避難指示区域は、避難指示解除準備区域（年間 20mSv 未満）、居住制限区域（年間 20mSv 以上）、帰還困難区域（現時点で年間 50mSv 以上）の 3 つの区域に見直す。④見直しに当たっては当該市町村と十分に協議した上で実施するとしています。

本市策定の「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」においては、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋におけるステップ 2 の今後の進捗評価によって、警戒区域等の解除への道筋や時期等における環境変化が生じた場合には、必要に応じ見直しを行なうものとします。」としています。

このことから、原子力災害対策本部から上記基本的考え方が示されたことにより、平成 23 年 10 月の策定時点と平成 24 年 1 月現在の警戒区域等の解除への道筋や時期等における環境変化が生じたので、「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」を別紙の通り見直します。